

別紙

事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書 (単体施工用)

1 本書で定める事項は、和歌山市建設工事等事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）の実施要領（平成23年7月1日施行）第2条に規定する工事について適用する。

2 担当部局

和歌山市七番丁23番地

和歌山市 都市建設局 建設総務部 建設総務課 入札班 電話073-435-1083

3 工事概要

公告文1に示すとおり

4 競争入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 和歌山市に対し納付すべき市税を納税し、これを完納している者（滞納していない者）であること。

(3) 開札日において、和歌山市建設工事等指名停止基準及び和歌山市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）がなされている者にあっては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定後（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む。）、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者にあっては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定後、それぞれ和歌山市の競争入札参加資格の再認定を受けていること。

(5) 開札日以前2か月以内に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けていない者であること（ただし、同一事案で指名停止等の措置を講じられたものは除く。）。

(6) 次に掲げる要件を全て満たすよう努めること。

ア 主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者に下請発注すること。

イ 和歌山市市産品登録制度に登録されている和歌山市市産品（建設資材）で確保できる材料を優先的に調達し使用すること。

ウ 建設資材の購入、機械の購入または借入れを行う場合は、和歌山市内の事業者（市内の代理店等を含む。）から優先的に調達すること。

5 入札手続等

(1) 担当部局

上記2に同じ

(2) 申請書、入札説明書等

競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の記載要領等詳細は、当該共通入札説明書及び特記入札説明書による。

共通入札説明書、特記入札説明書、申請書用紙等は、次により本市建設総務課ホームページ

ページからダウンロードすることにより入手するものとする。

(ダウンロード先)

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/kensetusoumuosirase/index.html>

(3) 入札に関する必要事項等

予定価格、最低制限価格又は失格価格、入札条件等、入札に関する必要事項等は、上記5(2)本市建設総務課ホームページにおいて公開する。

(4) 入札書等の提出方法について

ア 入札書は、入札書受付期間内に和歌山市建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出すること。

イ 工事費内訳書は、入札と同時に電子入札システムにより提出すること。

ウ 申請書、工事施工に関する誓約書（以下「誓約書」という。）、申請に係る資料及び低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札する場合の資料等は、開札の結果、落札予定者となった場合に限り公告文3(3)に示すとおり提出すること。なお、提出期限までに提出しない場合においては、指名停止基準に基づく指名停止を行うことがある。

エ 申請書及び誓約書は、本市建設総務課ホームページからダウンロードすることにより作成すること。

なお、申請は、申請者の主たる営業所（本社・本店）及び代表者が基本であるが、和歌山市競争入札参加資格審査申請時に契約等の権限を委任する委任状を提出している場合は、委任先営業所及び受任者をもって申請すること。

オ 開札の結果については、落札決定を保留し、落札予定者に係る入札参加資格の適否を判断した上で決定し、落札者決定後、速やかに入札参加者宛て通知するものとする。

カ 申請に係る資料等の作成に要する費用は、入札の結果に係わらず入札参加者の負担とする。

キ 提出された申請書、誓約書及び申請に係る資料は、本市において競争入札参加資格の確認等入札・契約事務以外には提出者に無断で使用しない。

ク 提出された申請書、誓約書及び申請に係る資料は、返却しない。

ケ 提出された申請書、誓約書及び申請に係る資料の差替え並びに再提出は認めない。

6 仕様書、図面等の見積用設計図書

(1) 仕様書、図面及び内訳書等見積用設計図書は、原則として上記5(2)本市建設総務課ホームページからダウンロードするものとする。

(2) 見積用設計図書についての質疑、回答

質疑、回答方法は見積用設計図書の仕様書に記載する。

7 入札書受付期間、開札の日時及び場所

公告文3(2)に示すとおり

8 申請に係る資料の作成等について

(1) 申請に係る資料は、次に従い作成すること。

ア 公告文2において、下請配置要件を競争入札参加資格に掲げた場合は、当該要件を確認する資料として、和歌山市以外に主たる営業所（本社・本店）を有する者にあっては、別添交付書類の「確認書」

イ 公告文2において、施工実績要件を競争入札参加資格に掲げた場合は、当該要件資格があることを判断できる工事の施工実績を別添交付書類の「施工実績調書」に記載すること。記載する施工実績の件数は1件でよい。

同じく、記載した内容が確認できる資料として、契約書の写し、設計図及び内訳書等を添付すること。ただし、記載した工事が一般財団法人日本建設情報総合センター

の「コリンズ（工事実績情報システム）」に登録されており、それにより要件が確認できる場合は、竣工時工事カルテ（工事内容のわかるもの）を提出することにより、代えることができる。

なお、入札公告日において、当該公告日の属する年度及び当該公告日の属する年度を含まない過去15か年度に工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること（年度とは4月1日から翌年の3月31日までをいう。）。

ウ 公告文2における配置予定技術者等について

(ア) 専任の監理技術者を配置予定技術者要件に掲げた場合は、別添交付書類の「監理技術者等の技術者区分・資格・工事経験」、監理技術者資格者証の写し（申請者の社名が記載されているものに限る。）及び雇用を証明するに足りる書類を添付すること。

また、専任の監理技術者補佐を配置予定の場合の専任特例2号監理技術者及び専任の監理技術者補佐についても同様の書類を添付すること。

(イ) 専任の主任技術者を配置予定技術者要件に掲げた場合は、別添交付書類の「監理技術者等の技術者区分・資格・工事経験」、当該資格を証明する書類及び雇用を証明するに足りる書類を添付すること。

※ 専任を要する現場の配置予定技術者については、建設業法第26条の5を適用する場合を除き、営業所技術者又は特定営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）と兼ねることができない。また、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前に申請者と3か月以上の雇用）にあることが必要である。

(ウ) 専任を要しない配置予定技術者要件を競争入札参加資格に掲げた場合は、別添交付書類の「監理技術者等の技術者区分・資格・工事経験」、当該資格を証明する書類及び雇用を証明するに足りる書類を添付すること。

(エ) 当該工事業に係る技術者2名以上の雇用を競争入札参加資格に掲げた場合は、当該2名分の資格を証明する書類及び雇用を証明するに足りる書類を添付すること。ただし、上記(ア)から(ウ)までの技術者を当該技術者とする場合は、1名を省略することができる。

※ 営業所技術者等については、その営業所に常勤して専らその職務に従事することが必要であるが、専任を要しない現場は、和歌山市内における営業所技術者等を配置予定技術者とすることができます。また、専任を要しない現場の配置予定技術者及び当該工事業に係る技術者については、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前に申請者と1か月以上の雇用）にあることが必要である。

(オ) 配置予定技術者の施工経験要件を競争入札参加資格に掲げた場合は、工事経験欄に工事の経験を記載すること。ただし、上記イと同一工事であれば証明資料を省略することができる。

(カ) 監理技術者及び監理技術者補佐については、先の平成16年3月1日付け国総建第313号「公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行等について」（一 監理技術者講習関係）に基づき指定の講習を受講した者であることとし、監理技術者資格者証の写しとともに監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

(キ) 配置予定技術者及びその他の技術者として複数の候補技術者を記載することができる。

(ク) 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札することにより配置予定技術者を配置することができないおそれのあるときは、当該技術者を配置予定技術者とすることはできない。また、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。なお、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては指名停止を行うことがある。

エ 営業所技術者等

入札に参加する者が、和歌山県内に主たる営業所（本社・本店）を有する者（県内業者

(和歌山市内に主たる営業所（本社・本店）を有する者（市内業者）を含む。)) である場合は、建設業の許可を受けた全ての業種に関し、営業所技術者等を別添交付書類の「営業所技術者等調書」に記載すること。

同じく、記載した内容が確認できる資料として、建設業に係る許可の申請又は許可の更新申請を行おうとする場合に許可行政庁に対し提出を行う、建設業許可申請書別紙四「専任技術者一覧表」、建設業許可申請様式第八号又は第八号（1）「専任技術者証明書（新規・変更）」若しくは建設業許可申請様式第八号（2）「専任技術者証明書（更新）」の副本の写し（最新のもの）を添付すること。

営業所技術者等は、その営業所に常勤して専らその職務に従事することが必要であり、工事現場の現場代理人及び専任を要する現場で常駐や専任となる場合には、専任技術者としての職務が果たせなくなるので、専任を要する現場の主任技術者若しくは監理技術者になることはできない。また、和歌山市以外における営業所技術者等が和歌山市内の専任を要しない現場の主任技術者若しくは監理技術者になることはできないため留意すること。ただし、建設業法第26条の5を適用する場合は除く。

※ 現場代理人は、「常駐」の必要性があるので、専任を要する現場であるか否かに関わらず営業所技術者等とは兼任できない。

才 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（最新のもの、審査基準日から1年7月の期間内であること。）

9 落札者の決定方法

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札予定者とする。ただし、最低制限価格又は失格価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格又は失格価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。その後、当該落札予定者の入札参加資格確認審査を行い、公告要件について全て満たしている場合には、当該落札予定者を落札者とする。満たしていない場合には、その者のした入札を無効とし、その旨を通知したうえで次順位の者を落札予定者として審査を行い、適格者が確認できるまで順次審査を行うものとする。

また、調査基準価格を設定し、調査基準価格を下回る入札があった場合において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で失格価格以上の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。

10 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 当該入札への参加資格がないと認められた者は、本市に対して競争入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明を求める場合には、競争入札参加資格がないと通知をした日の翌日から起算して7日以内（休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び日曜日をいう。）及び土曜日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「休日」という。）を含む。）に書面を提出して行わなければならない。
- (3) 書面は持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 説明を求められたときは、原則として、参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に説明を求めた者に対し回答する。
- (5) 本手続における競争入札参加資格の確認その他の手続に関する苦情及び再苦情については、「和歌山市建設工事等請負契約における入札及び契約の過程並びに工事成績評定に関する苦情処理要綱」を適用する。

(6) 書面の提出先は、上記2に同じ

1.1 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金について

不要である。

イ 契約保証金について

公告に示した競争入札の落札者は、契約金額が1,000万円以上である場合には、工事請負契約締結時に当該契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を納付する必要はない。

(2) 前払い制度

公告文6(1)に示すとおり

(3) 部分払い制度

公告文6(2)に示すとおり

(4) 議会の議決

公告文6(3)に示すとおり

(5) 契約書作成の要否

必要である。

(6) 入札の無効

公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

(7) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、コリンズ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病床・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、申請書等の差替えは認められない。

病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、公告に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定者と同等以上の者を配置しなければならない。

(8) 競争入札参加者は、事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件を遵守すること。

(9) 申請書、誓約書又は申請に係る資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止基準に基づく指名停止を行うことがある。

(10) 落札者は、提出した申請に係る資料に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置すること。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口

上記2に同じ

(12) 手続における交渉の有無

なし

(13) その他詳細は、特記入札説明書による。

(14) 共通入札説明書と特記入札説明書に相違がある場合は、特記入札説明書の記載内容を優先するものとする。

(15) 落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、上記2の担当部局に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。